

装本品管第193号
18.7.31

各副本部長
各課室長 殿
各支部長

装備本部長

中央調達に係る品質監査実施要領について（通達）

19.8.31 装本品管第3410号
21.3.31 装本総務第1415号
22.4. 1 装本総務第1388号
23.4. 1 装本総務第1356号
24.6. 6 装本企査第2090号
26.6.27 装本企査第2634号

標記について、中央調達に係る監督及び検査に関する達（平成18年装備本部達第8号）
第16条の規定に基づき、別添のとおり定めたのでこれに基づき実施されたい。

添付書類：中央調達に係る品質監査実施要領

写送付先：各事務所長、東京支部検査第2部長、大阪支部検査部システム調整官（潜水艦）

中央調達に係る品質監査実施要領

目次

- 1 総則
 1. 1 目的
 1. 2 用語の意義
 1. 3 品質監査の対象
 1. 4 品質監査の区分
 1. 5 計画品質監査を行う場合
 1. 6 特別品質監査を行う場合
 1. 7 定期及び臨時品質信頼性確認を行う場合
 1. 8 品質監査を行う職員の担当官補助者の指名及び任命等の特例
 1. 9 品質監査官等
 1. 9. 1 品質監査官等の区分
 1. 9. 2 計画及び特別品質監査における品質監査官等
 1. 9. 3 定期及び臨時品質信頼性確認における品質監査官等
 1. 10 下請負者に対する品質監査
- 2 計画
 2. 1 計画及び特別品質監査実施計画
 2. 1. 1 計画品質監査実施計画の作成
 2. 1. 2 特別品質監査実施計画の作成
 2. 1. 3 計画品質監査実施計画の作成要領
 2. 2 定期及び臨時品質信頼性確認実施計画
 2. 2. 1 定期品質信頼性確認実施計画の作成
 2. 2. 2 定期品質信頼性確認実施計画の作成要領
 2. 2. 3 定期品質信頼性確認実施計画の変更
 2. 2. 4 臨時品質信頼性確認実施計画の作成及び変更等
 2. 3 計画品質監査細部実施計画
 2. 3. 1 計画品質監査細部実施計画の作成
 2. 3. 2 計画品質監査細部実施計画の作成要領
 2. 4 定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画
 2. 4. 1 定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画の作成
 2. 4. 2 定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画の作成要領
- 3 監督の指令
- 4 実施の準備
 4. 1 品質監査実施計画の通知
 4. 1. 1 計画品質監査実施計画の通知
 4. 1. 2 特別品質監査実施計画の通知
 4. 1. 3 定期及び臨時品質信頼性確認実施計画の通知

- 4. 1. 4 計画品質監査細部実施計画の通知
- 4. 1. 5 定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画の通知
- 4. 2 契約相手方等に対する細部資料の要求
- 5 品質監査の実施等
 - 5. 1 品質監査官の任務
 - 5. 1. 1 計画及び特別品質監査における品質監査官の任務
 - 5. 1. 2 定期及び臨時品質信頼性確認における品質監査官の任務
 - 5. 2 品質監査補佐官の任務
 - 5. 3 品質監査の方法
 - 5. 3. 1 計画及び特別品質監査の方法
 - 5. 3. 2 定期及び臨時品質信頼性確認の方法
 - 5. 4 是正に係る処置
 - 5. 4. 1 計画及び特別品質監査の是正に係る処置
 - 5. 4. 2 定期及び臨時品質信頼性確認の是正に係る処置
- 6 品質監査の適合又は不適合の判定等
- 7 品質監査完了後の報告及び通知
 - 7. 1 計画及び特別品質監査の報告並びに通知
 - 7. 1. 1 計画及び特別品質監査の報告
 - 7. 1. 2 計画及び特別品質監査判定結果等の通知
 - 7. 2 定期及び臨時品質信頼性確認の報告
- 8 品質監査に基づく関連情報の通知
- 9 決裁、承認又は報告の特例

1 総則

1. 1 目的

この実施要領は、装備施設本部において契約する調達品等に係る品質監査の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

1. 2 用語の意義

この実施要領において用いる用語の意義は次の各号に定めるもののほか、中央調達に係る監督及び検査に関する達（平成18年装備本部達第8号。以下「達」という。）に定めるところによる。

- (1) 品質監査実施計画 計画品質監査実施計画及び特別品質監査実施計画をいう。
- (2) 監査チーム この実施要領で定める品質監査官及び品質監査補佐官で構成する品質監査を行うための組織をいう。
- (3) 品質情報 履行遅延、契約解除、官給物品等の事故、契約物品の事故、契約物品のかし及びその他装備品等の不具合に関する情報をいう。
- (4) 不具合 契約条項及び仕様書等に定める要求事項（以下「契約要求事項」という。）を満たしていないことをいう。
- (5) 品質監査における重大な不具合 不具合が意図的であり、単発的に生じたものではないと考えられ、納入後の部隊等における契約物品の信頼性に重大な疑いを

生じる状況をいう。

(6) 観察事項 現在不具合ではないが、将来不具合となることが懸念される事項及び不具合ではないが、品質監査中に発見した改善の余地がある事項をいう。

(7) 品質信頼性確認 品質監査のうち品質管理に係る資料等の信頼性を確認するため、検査記録等改ざんの有無、検査手順書等の適正性及び不適合製品の管理状況について確認を行うことをいう。

1. 3 品質監査の対象

品質監査の対象は、契約相手方及び必要に応じ下請負者（再下請負者を含む。以下同じ。）の品質確保の活動とする。

1. 4 品質監査の区分

品質監査は、次の各号に示す区分とするものとする。

(1) 年度の実施計画に基づき行う計画品質監査

(2) 必要に応じて随時に行う特別品質監査

(3) 年度の実施計画に基づき必要な事項を契約相手方に十分な猶予をもって通知して行う定期品質信頼性確認

(4) 年度の実施計画に基づき必要な事項を契約相手方に開始時に通知して行う臨時品質信頼性確認

1. 5 計画品質監査を行う場合

計画品質監査は、次の各号に示す他、品質確保の活動に問題点が発見され、本部長が必要と認めた場合に行うものとする。

(1) 品質情報の収集、分析の結果、関連する調達品等又は契約相手方等（下請負者を含む。以下同じ。）における同種不具合の発生を未然に防止することを目的とし、特定の共通項目について又は同業種、同品種若しくは同種の工程について、横断的に監督する必要がある場合

(2) 品質情報の収集、分析の結果、一地方防衛局等の管轄下のみに止まらず、かつ一物別課室の所掌を超える複数の関連する契約相手方等に対し、同時に一括して監督を行うことが効率的であると判断される場合

(3) 品質情報の収集、分析の結果、地方防衛局等による監督実施にもかかわらず、調達品等の品質が改善されないと判断される場合

(4) 幕僚長等からの要請があった場合

幕僚長等からの要請は計画品質監査要請書（別記様式第1）により受け付ける。

(5) 物別課室長から要請があった場合

1. 6 特別品質監査を行う場合

特別品質監査は、次の各号に示す他、重大な不具合が発見され、本部長が必要と認めた場合に行うものとする。

(1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき日本工業規格（JIS）及び日本農林規格（JAS）の表示を許可なく行った場合

(2) 債務不履行により契約解除を行った場合

(3) 品質マネジメントシステムに係るデータ等の改ざんが発見された場合、又はそ

のおそれがある場合

(4) 幕僚長等から要請があった場合

幕僚長等からの要請は特別品質監査要請書（別記様式第1）により受け付ける。

1. 7 定期及び臨時品質信頼性確認を行う場合

定期及び臨時品質信頼性確認は、品質証拠方式の監督・検査を実施している契約相手方のうち、定期及び臨時品質信頼性確認を実施する必要があると本部長が認めた場合に行う。

1. 8 品質監査を行う職員の担当官補助者の指名及び任命等の特例

(1) 達第3条第3項に規定される支出負担行為担当官補助者任命書については、品質監査を行う当該職員の所属する物別課室長からの支出負担行為担当官補助者指名通知書の送付を省略するものとし、支出負担行為担当官補助者任命書の送付が必要な品質監査を行う職員の補助者の任命について、計画品質監査細部実施計画案、特別品質監査実施計画案、定期品質信頼性確認細部実施計画案及び臨時品質信頼性確認細部実施計画案の本部長の承認をもって担当官の決裁に替えるものとし、企業調査課長が物別課室長を経て当該職員に送付する。

(2) 担当官補助者の指名取消及び解任については、支出負担行為担当官補助者指名取消通知書の通知は省略するものとし、品質監査報告書及び品質信頼性確認報告書による本部長への報告が完了した時点、又は是正の確認が完了した時点をもって、指名取消及び解任されたものとする。

1. 9 品質監査官等

1. 9. 1 品質監査官等の区分

達第2条第20項に定める品質監査官をこの実施要領において品質監査官及び品質監査補佐官に区分する。

1. 9. 2 計画及び特別品質監査における品質監査官等

(1) 計画及び特別品質監査における品質監査は次の各号に示す品質監査官及び品質監査補佐官が行うものとする。

ア 計画及び特別品質監査における品質監査官は、企業調査課長、品質管理企画室長又は本部長が指名する物別課室長をもって充てる。

イ 計画及び特別品質監査における品質監査補佐官は、企業調査課又は物別課室の職員をもって充てる。ただし、本部長が特に必要と認める場合には地方防衛局等に所属する監督官をもって充てることができる。

ウ その他、必要に応じオブザーバとして物別課室を除く課室又は部隊等に所属する職員をもって監査チームに同行させることができる。

(2) 企業調査課長は、品質監査官が前号イただし書きに定める監督官を品質監査補佐官に指名する場合には、あらかじめ関係補助者の最上位者と協議を行うものとする。また前号ウに定めるオブザーバの同行については、関係する課室長または部隊等の所掌課長等と協議を行うものとする。

1. 9. 3 定期及び臨時品質信頼性確認における品質監査官等

定期及び臨時品質信頼性確認は次の各号に示す品質監査官及び品質監査補佐官が行うものとする。

(1) 定期及び臨時品質信頼性確認における品質監査官は、企業調査課長又は品質管理企画室長をもって充てる。

(2) 定期及び臨時品質信頼性確認における品質監査補佐官は、企業調査課の職員をもって充てる。

1. 10 下請負者に対する品質監査

下請負者に対して品質監査（臨時品質信頼性確認を除く。）を行う場合は、企業調査課長は事前に契約相手方と調整を行い、契約相手方に対して通知する実施計画書に対象とする下請負者及び関連下請負品名（再下請負品名を含む。以下同じ。）を含めて、契約相手方を経て下請負者に通知するものとする。

2 計画

2. 1 計画及び特別品質監査実施計画

2. 1. 1 計画品質監査実施計画の作成

企業調査課長は、関連する物別課室長と調整を行った上、毎会計年度の当初に当該年度の計画品質監査実施計画案を作成し、本部長の承認を受けるものとする。

2. 1. 2 特別品質監査実施計画の作成

企業調査課長は、特別品質監査を行う場合には、適時、2. 1. 3及び2. 3. 2に準じて特別品質監査実施計画案を作成し、本部長の承認を受けるものとする。
なお、特別品質監査実施計画案には、細部実施計画を含むものとする。

2. 1. 3 計画品質監査実施計画の作成要領

計画品質監査実施計画案を作成する場合には、地方防衛局等の実情及び契約相手方等の契約履行状況等を考慮した上、次の事項について定めるものとする。

(1) 目的

(2) 対象契約相手方及び必要な場合は下請負者

(3) 対象とする監査項目

(4) 対象とする関連契約品名及び必要な場合は関連下請負品名

(5) 品質監査官の職名

(6) 品質監査補佐官の差出し区分

(7) 品質監査実施予定時期

2. 2 定期及び臨時品質信頼性確認実施計画

2. 2. 1 定期品質信頼性確認実施計画の作成

企業調査課長は、定期品質信頼性確認実施計画を実施年度の前年度3月末までに作成し、本部長の承認を受けるものとする。

2. 2. 2 定期品質信頼性確認実施計画の作成要領

定期品質信頼性確認実施計画案を作成する場合には、次の事項について定めるものとする。

(1) 目的

(2) 対象契約相手方

(3) 対象とする監査項目

(4) 対象とする関連契約品名

(5) 品質監査官の職名

(6) 品質監査補佐官

(7) 定期品質信頼性確認実施予定時期

2. 2. 3 定期品質信頼性確認実施計画の変更

企業調査課長は、定期品質信頼性確認実施計画を変更する場合には、変更した定期品質信頼性確認実施計画を作成し、本部長の承認を受けるものとする。ただし、実施時期の変更に関しては、特に必要と認める場合を除き、本部長の承認を受けることなく変更することができる。

2. 2. 4 臨時品質信頼性確認実施計画の作成及び変更等

(1) 臨時品質信頼性確認実施計画作成及び変更については、2. 2. 1 から2. 2. 3を準用する。

(2) 企業調査課長は、臨時品質信頼性確認実施計画を作成した際は、取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報取扱いについて（防衛調第4608号。19. 4. 27）第2の規定により、「注意」と表示し、適切に管理を行わなければならない。

(3) 臨時品質信頼性確認に係る職員は、臨時品質信頼性確認の日時や場所等の実施に係る情報が防衛省の関係する職員以外の者に漏洩することがないように、管理を徹底するものとする。

2. 3 計画品質監査細部実施計画

2. 3. 1 計画品質監査細部実施計画の作成

企業調査課長は、2. 1. 1に規定する計画品質監査実施計画に基づき、計画品質監査細部実施計画案を作成し、本部長の承認を受けるものとする。

2. 3. 2 計画品質監査細部実施計画の作成要領

企業調査課長は、2. 3. 1の規定により計画品質監査細部実施計画案を作成する場合には、地方防衛局等の実情及び契約相手方（必要な場合は下請負者）の契約履行状況等を考慮した上、次の事項について定めるものとする。

(1) 目的

(2) 監査対象契約品の調達要求番号及び下請負品名（分納のある場合は対象とする分納の時期）

(3) 品質監査官及び品質監査補佐官の指名並びにその業務分担

(4) 細部日程

(5) 必要に応じオブザーバの同行に関する事項

2. 4 定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画

2. 4. 1 定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画の作成

企業調査課長は、2. 2. 1及び2. 2. 4に規定する定期及び臨時品質信頼性確認実施計画に基づき、定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画案を作成し、本部長の承認を受けるものとする。

2. 4. 2 定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画の作成要領

企業調査課長は、2. 4. 1の規定により定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画案を作成する場合には、次の事項について定めるものとする。

(1) 目的

- (2) 監査対象契約品の調達要求番号
- (3) 品質監査官及び品質監査補佐官の指名
- (4) 細部日程

3 監督の指令

達第17条に定める品質監査を行う場合の指令は、2. 1. 2に規定する特別品質監査実施計画及び2. 3に規定する計画品質監査細部実施計画書の関係課室長及び補助者の最上位者への通知をもってこれに替えるものとする。

4 実施の準備

4. 1 品質監査実施計画の通知

4. 1. 1 計画品質監査実施計画の通知

企業調査課長は、2. 1. 1の規定により計画品質監査実施計画の承認を受けた場合には、速やかに、関係する契約相手方並びに物別課室長及び補助者の最上位者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、幕僚長等に通知する手続をとるものとする。

4. 1. 2 特別品質監査実施計画の通知

企業調査課長は、2. 1. 2の規定により特別品質監査実施計画の承認を、原則として実施予定期日の7日前までに受け、関係する契約相手方、物別課室長及び補助者の最上位者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、幕僚長等に通知する手続をとるものとする。

4. 1. 3 定期及び臨時品質信頼性確認実施計画の通知

企業調査課長は、2. 2. 1の規定により定期及び臨時品質信頼性確認実施計画の承認を受けた場合には、速やかに実施計画のうち関係する部分の写しを補助者の最上位者に送付するものとする。また、計画を変更した場合には、変更後の実施計画のうち関係する部分の写しを補助者の最上位者に送付するものとする。

4. 1. 4 計画品質監査細部実施計画の通知

企業調査課長は、2. 3. 1の規定により計画品質監査細部実施計画の承認を、原則として実施予定期日の30日前までに受け、それぞれ関係する契約相手方、物別課室長及び補助者の最上位者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、部隊等の所掌課長等に当該計画を通知するものとする。

4. 1. 5 定期及び臨時品質信頼性確認細部実施計画の通知

(1) 企業調査課長は、2. 4. 1の規定により定期品質信頼性確認細部実施計画の承認を受けた場合には、契約相手方と事前に調整の上、実施予定期日の7日前までに実施対象企業に通知するものとする。

(2) 企業調査課長は、2. 4. 1の規定により臨時品質信頼性確認細部実施計画の承認を受けた場合には、契約相手方と事前の調整をすることなく、確認開始時に実施対象企業に通知するものとする。

4. 2 契約相手方等に対する細部資料の要求

品質監査官は品質監査の事前準備に当たり、必要に応じ契約相手方等の品質監査に関する細部資料の提出を求めることができる。

5 品質監査の実施等

5. 1 品質監査官の任務

5. 1. 1 計画及び特別品質監査における品質監査官の任務

品質監査官は、品質監査実施計画及び品質監査細部実施計画に基づき、1. 9. 2 (1) イに規定する品質監査補佐官を統括し、計画及び特別品質監査を実施するものとする。

5. 1. 2 定期及び臨時品質信頼性確認における品質監査官の任務

品質監査官は、定期及び臨時品質信頼性確認実施計画に基づき、1. 9. 3 (2) に規定する品質監査補佐官を統括し、定期及び臨時品質信頼性確認を実施するものとする。

5. 2 品質監査補佐官の任務

品質監査補佐官は、1. 9. 2 (1) ア及び1. 9. 3 (1) に規定する品質監査官の指示するところに従い、品質監査を実施するものとする。

5. 3 品質監査の方法

5. 3. 1 計画及び特別品質監査の方法

品質監査官及び品質監査補佐官は、選定した監査項目について、品質監査の目的に応じた契約要求事項に基づく点検表（チェックリスト等を含む。）を作成して審査を行うものとする。

5. 3. 2 定期及び臨時品質信頼性確認の方法

品質監査官及び品質監査補佐官は、契約相手方の契約品に対する検査記録等改ざんの有無、検査手順書等の適正性及び不適合製品の管理状況について、契約相手方の従業員に対するアンケート及びヒアリング並びに品質管理に係る資料の調査を実施して確認するものとする。

5. 4 是正に係る処置

5. 4. 1 計画及び特別品質監査の是正に係る処置

(1) 品質監査補佐官は5. 3. 1に定める方法により計画及び特別品質監査を実施した際、発見した不具合及び観察事項を不具合等通知書（別記様式第2）により品質監査官に報告し、品質監査官はその適正性を判定して必要なものについて、契約相手方等に通知して是正を要求する。また、品質監査補佐官は当該監査対象契約の完成検査の可否の判定に直接影響を及ぼすものについては、直ちに品質監査官を経て完成検査官に通知するものとする。

(2) 品質監査官は、計画及び特別品質監査を実施した結果、契約相手方等に提出した不具合等通知書をもとに速やかに是正要求報告書（別記様式第3）を作成し、企業調査課長を経て本部長に報告するものとする。

(3) 企業調査課長は、是正要求報告書の報告終了を確認後、当該報告結果を関係する物別課室長及び補助者の最上位者に通知する。この場合において、必要があると認めるときは、部隊等の所掌課長等に通知するものとする。

(4) 品質監査官は契約相手方等に通知した不具合等通知書に対する是正措置を是正要求ごと適切な時期に、実地又は文書等の適切な手段により自ら又は品質監査補佐官に命じて確認するものとする。

5. 4. 2 定期及び臨時品質信頼性確認の是正に係る処置

(1) 品質監査官は、5. 3. 2に定める方法により、重大な不具合又はそのおそれの確認された場合は、関係する物別課室長及び補助者の最上位者に通知する。通知を受けた物別課室長は、対応について本部長の承認を受けて処理（調査報告書の作成及び本部長への報告を含む。）するものとする。

(2) 品質監査官は、定期及び臨時品質信頼性確認を実施した結果、不具合（重大な不具合を除く。）及び観察事項が認められた場合は、不具合等通知書（別記様式第2）を、契約相手方、関係する物別課室長及び補助者の最上位者に送付する。

不具合及び観察事項の是正措置等については、送付を受けた補助者の最上位者が対応し、その結果について、不具合等通知書により、企業調査課長に報告する。報告を受けた企業調査課長は、関係する物別課室長へ写しを送付するものとする。

6 品質監査の適合又は不適合の判定等

(1) 品質監査官は必要な是正措置の確認が完了した場合には適合の判定を行い、是正措置が完了しないものについては、不適合の判定を行う。ただし、是正措置が完了しないことが当該契約の履行に直接影響を及ぼさない場合には、当該契約の履行に関し、適合の判定を行うことができる。

この判定までには是正措置の完了しないものについては、是正措置が完了次第直ちに自ら又は品質監査補佐官に命じて確認するものとする。

(2) 定期及び臨時品質信頼性確認は、品質監査の一部分についての確認であるため、適合又は不適合の判定は行わないものとする。

7 品質監査完了後の報告及び通知

7. 1 計画及び特別品質監査の報告並びに通知

7. 1. 1 計画及び特別品質監査の報告

達第19条に定める品質監査を完了した場合の計画及び特別品質監査における監督報告書は、次のとおりとする。

品質監査官は、計画及び特別品質監査の完了後、速やかに品質監査報告書（別記様式第4）を作成し企業調査課長を経て本部長に報告する。企業調査課長は、品質監査報告書の報告終了を確認後、当該報告結果を関係する物別課室長及び補助者の最上位者に通知する。

本部長は1. 5（4）及び1. 6（4）に該当して計画及び特別品質監査を行った場合並びに必要な場合は幕僚長等へ当該報告結果を通知する。

品質監査報告書には次の事項を含めるものとする。

ア 監査を実施した契約相手方等

イ 監査実施時期及び場所

ウ 監査対象契約品名及び下請負品名並びに調達要求番号

エ 監査項目

オ 是正要求事項及び是正措置確認結果

カ 是正要求事項のうち当該契約の履行に直接影響を及ぼすもの

キ 是正要求事項のうち他の契約に関して地方防衛局等が行う監督及び完成検査の

判定に影響を及ぼすもの

ク 適合又は不適合の判定

7. 1. 2 計画及び特別品質監査判定結果等の通知

品質監査官は、計画及び特別品質監査の判定結果を品質監査判定結果通知書（別記様式第5）により監査対象契約の当該完成検査官に直ちに通知する。

7. 2 定期及び臨時品質信頼性確認の報告

達第19条に定める品質監査を完了した場合の定期及び臨時品質信頼性確認における監督報告書は、定期・臨時品質信頼性確認報告書（別記様式第6）によるものとする。

品質監査官は、定期及び臨時品質信頼性確認の完了後、速やかに定期・臨時品質信頼性確認報告書を作成し、企業調査課長を経て本部長に報告する。

8 品質監査に基づく関連情報の通知

(1) 品質監査官は品質監査の結果又はその途中において、監査対象契約以外の契約について、地方防衛局等が行う監督及び完成検査の判定に影響を及ぼすおそれがある不具合を発見した場合には、直ちに企業調査課長に報告又は通知し企業調査課長は補助者の最上位者に通知する。通知を受けた補助者の最上位者は所要の処置をとるものとする。

(2) 企業調査課長は、監査実施結果に基づき、同種不具合の未然防止等のため、関連情報を関係する物別課室長及び補助者の最上位者に送付することが必要な場合はこれを通知するものとする。

9 決裁、承認又は報告の特例

この通達において、物別室長（電子音響課電子計算機室長、武器課弾火薬室長、艦船課特殊艦船室長及び航空機第2課回転翼室長をいう。）が決裁若しくは承認を受け又は報告を行う際、所属する課長については、合議又は報告を要しないものとする。

附 則（19. 8. 31装本品管第3410号）

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（21. 3. 31装本総務第1415号）（抄）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（22. 4. 1装本総務第1388号）（抄）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（23. 4. 1装本総務第1356号）（抄）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（24. 6. 6装本企査第2090号）（抄）

1 この通達は、平成24年6月29日から施行する。

2 この通達の施行の際、現に存する改正前の別記様式は、当分の間、これを修正したうえ使用することができる。

附 則（26. 6. 27装本企査第2634号）

1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。

2 平成26年度の定期品質信頼性確認実施計画及び臨時品質信頼性確認実施計画については、この通達施行後速やかに作成し、本部長の承認を受けるものとする。

計画(特別)品質監査要請書

発 簡 番 号
年 月 日

装備施設本部長
(企業調査課長気付)

〇〇幕僚長

- 1 品質監査要請企業名
(工場名 :)
(1) 〇〇会社〇〇工場
(2)
- 2 品質監査要請の理由
(1) 〇〇会社において最近、不具合が多発している。詳細は別紙による。
(2)
- 3 実施希望時期
- 4 品質監査に対するオブザーバ派遣の要望又は可否
- 5 調整担当窓口
担当者名、連絡先

注：標題の「計画」又は「特別」のいずれかを二重線で抹消する。
計画品質監査の実施時期については、要請時の次年度の計画となる。
特別品質監査の実施時期については、随時とする。
別紙には不具合状況の分析結果を添付すること。

不 具 合 等 通 知 書

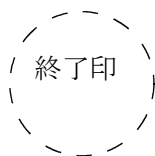
整理番号	発行年月日

宛先 _____

発見 月日	不 具 合 事 項 (観 察 事 項)	品質監査官 官職氏名		工場名		
		発見者名	是 正 措 置 (改 善 措 置)	是正の確認 (改善の確認)	確認者 確認日	備 考

防衛省装備施設本部

() 書きは、観察事項に適用



是正要求報告書

供覧本部第 号 ()

区 分	開示 ・ 不開示 ・ 部分開示			
件 名				
保存期間	1 ・ 3 ・ 5 ・ 1 0 ・ 3 0	起 案	平成 年 月 日	
取扱区分	極秘・秘・注意・部内限り・普通	決 裁	平成 年 月 日	
<p>本 部 長</p> <p>副本部長 副本部長 副本部長 副本部長 副本部長</p> <p>管理担当 通信誘導担当 武器需品担当 艦船車両担当 航空機担当</p> <p>航空機調達官</p> <p style="padding-left: 150px;"> 総務課長 電子音響課長 電子計算機室長 通信電気課長 誘導武器課長 需品課長 武器課長 弾火薬室長 機械車両課長 艦船課長 特殊艦船室長 航空機第1課長 航空機第2課長 回転翼室長 輸入調達課長 </p>				
企業調査課長	品質監査官	品 質 監 査 補 佐 官		起 案 者
				(電話)
備考				
廃棄期日	年 月 日			

品質監査判定結果通知書

調達要求番号	認証番号	納期
契約相手方（下請負者含む）		
契約品名又は関連下請負品名		
品質監査項目		
是正要求事項		
監査対象契約履行に直接影響を与えるもの		
地方防衛局等の監督・検査に影響を及ぼすもの		
実施場所（会社工場名）		
品質監査細部実施計画通知番号等		
<p style="text-align: center;">に基づく品質監査を完了し、と判定したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">品質監査官（所属・官職又は階級・氏名）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>完成検査官 殿</p>		
添付書類		

定期・臨時品質信頼性確認報告書

- 1 目的：
- 2 実施期間：
- 3 実施対象事業所等：
- 4 品質監査官等：
- 5 確認項目及び結果：